

○山梨県警察少年補導職員手帳に関する訓令

昭和45年12月1日
本部訓令第23号

〔沿革〕 平成11年3月本部訓令第8号 平成14年9月本部訓令第13号

(趣旨)

第1条 この訓令は、山梨県警察少年補導職員に貸与する少年補導職員手帳（以下「手帳」という）
関し、必要な事項を定めるものとする。

(制式)

第2条 手帳の制式は、次のとおりとする。

(1) 表紙

ア 表紙はチョコレート色革製とし、上部に日章を、その下の第1行に「山梨県警察」、第2行
に「少年補導職員」とそれぞれ金色で表示し、表紙内側に透明な少年補導職員証入れを、裏表
紙内側に名刺入れをそれぞれ設け、表紙の背部の下端に黒色のひもをつける。

イ 形状、寸法は別図第1のとおりとする。

(2) 少年補導職員証

ア 少年補導職員証には「少年補導職員証」を表示し、脱帽上半身の写真をはりつけ、少年補導
職員証番号、所属、氏名、血液型及び貸与年月日を記し、山梨県警察本部の刻印を押し、貸与
年月日の下に警務部警務課長の職印を押し、押すものとする。

イ 様式は、別図第2のとおりとする。

(3) 用紙

ア 用紙は、記載用紙とし、差換式でその枚数は50枚綴りとする。

(手帳の記載)

第3条 手帳の記載用紙には、職務に関し、必要な事項を記載するものとする。

(手帳の呈示)

第4条 職務の執行に当り、少年補導職員であることを示す必要があるときは、手帳の少年補導職員
証を呈示しなければならない。

(手帳の取扱い)

第5条 手帳の取扱いは慎重を期し、職務の執行に当つては、常にこれを携帯しなければならない。

- 2 少年補導職員が身分を失ったときは、手帳をすみやかに本部長に返納しなければならない。
- 3 手帳を滅失し、またはき損したときは、すみやかに本部長に届出でなければならない。

(貸与台帳)

第6条 手帳の貸与状況を明らかにするため、別記様式の少年補導職員手帳貸与台帳を警務部警務課に備付けるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月3日本部訓令第8号)

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月26日本部訓令第13号)

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

別図・様式 略